

## 解説書 試案

## 9. 重要な環境課題の特定方法

### (1) 概念・有用性の説明

#### 重要性（マテリアリティ）とは

重要な環境課題とは、「その情報が開示されている場合と、開示されていない場合では、ステークホルダーが環境報告から得る結論が変化する環境課題」のことを指しています。

環境報告における重要性（マテリアリティ）は、事業活動が環境に与える影響との関連の深さ、および報告書の読み手であるステークホルダーの企業評価や意思決定に与える影響の大きさによって判断されます。同じ環境課題であっても、事業者の業種、ビジネスモデル、戦略、事業規模、事業を営む国・地域や、環境報告を利用するステークホルダーの目的によって、その重要性（マテリアリティ）は異なります。

#### なぜ必要なのか・どのように役立つのか

事業者を取り巻く環境課題は多様であり、そのすべてに対応し、報告することは非常に困難です。重要性（マテリアリティ）の観点から環境課題を整理することで、自社が優先的に対応すべき重要な環境課題を特定し、効率的な取組と報告を行うことができます。

例えば、近年は、機関投資家をはじめとする金融セクターを中心に、事業者による環境課題への対応と当該事業者の長期的な価値向上との関連性に対する関心が高まっています。網羅的・総花的に様々な環境課題について報告を行うのではなく、情報の利用者（報告書の読み手）にとって重要な環境課題は何かを事業者自らが決定し、それについて重点的な報告を行うことで、有用な情報を分かりやすく提供することができます。

特定された重要な環境課題がすべて同じ重要性（マテリアリティ）を持たない場合には、それぞれの環境課題における相対的な優先度を反映して報告を行うことが望めます。

### (2) 最低限記載すべき事項

- 事業者が重要な環境課題を特定した際の手順
- 特定した重要な環境課題のリスト
- 特定した環境課題を重要であると判断した理由
- 重要な環境課題の範囲（バウンダリー）

#### 重要な環境課題の特定方法

同じ環境課題であっても、事業者やステークホルダーごとに置かれている状況は多様であり、その重要性（マテリアリティ）は異なります。重要な環境課題の特定は、各事業者の実情や環境報告を利用するステークホルダーの目的を考慮した上で、事業者の自主的な判断によって行わなければなりません。このため、特定された重要な環境課題について報告を行う際は、その特定手順や理由を分かりやすく説明し、ステークホルダーが事業者の判断の妥当性を検討できるようにすることが必要です。

下記に、主要な国際基準やフレームワークにおける、重要な環境課題の特定方法を例示します。こうした情報を参考にしつつ、自社独自の特定方法を用いることが望めます。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」等、国際的な共通認識となっている課題を踏まえることも有用です。社会の変化やステークホルダーの意見に応じて重要性（マテリアリティ）も変化することから、重要な環境課題の特定に関する判断の妥当性を常に確認し、重要な環境課題を定期的に見直すといでしょう。

#### ① GRI スタンドアード

重要な環境課題は、内部要因と外部要因の二つの次元を考慮して特定します。内部要因のひとつである、事業者が環境に与える「インパクトの著しさ」については、専門家コミュニティにお

ける大きな懸念事項、インパクト評価やライフサイクル・アセスメントなどのツール、事業者自身による積極的な関与の必要性を考慮して評価を行います。

- 内部要因：事業者が経済、環境、社会に与えるインパクトの著しさ、事業者のミッション、競争戦略
- 外部要因：ステークホルダーの評価や意思決定に対する実質的な影響、ステークホルダーが直接表明している懸念事項、遵守を期待されている国際基準や国際協定

## ② IIRC 国際統合報告フレームワーク

重要な環境課題は、下記のプロセスによって特定します。

- ① 事業者の価値創造能力に影響を与える、または影響を与える可能性のある事象を特定する
- ② 特定した事象の重要度 (importance) を評価する
- ③ 相対的な重要度 (importance) に基づいて特定した事象を優先付けする

## ③ ISO 26000

事業者は、自社の決定及び活動に関係する幅広い課題の中から、下記の基準をもとに重要な環境課題を特定します。

- その課題がステークホルダー及び持続可能な発展に及ぼす影響の程度
- その課題に関して行動をとったことによる、または行動をとらなかったことによる潜在的影響
- その課題に対してステークホルダーが抱く懸念の程度
- これらの影響に関して、社会がどのような責任ある行動を期待しているかの特定

## ④ SASB スタンドアード

米国サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) は、11 のセクター、79 業態における重要なサステナビリティ課題を選定しています。自社に該当するセクター、業態が含まれている場合は、これらのサステナビリティ課題を手がかりとし、重要な環境課題を特定することも可能です。

### 重要な環境課題の範囲 (バウンダリー)

重要な環境課題は、自社の直接的な事業活動の範囲 (バウンダリー) だけで生じるのではなく、原料採掘、調達、生産、販売、輸送、使用、廃棄等、事業活動に関連する一連の行為と主体を含むバリューチェーン (環境報告ガイドライン 2018 年版 用語解説参照) の全体で生じる可能性があります。すなわち、自社の事業活動や製品・サービスを通じて、自社以外の様々な取引先や消費者の意識と行動が環境に対して大きな影響を与える場合、それを重要な環境課題として特定する必要があります。事業者が重要な環境課題を特定する際にどのような範囲 (バウンダリー) 考慮しているのかについて説明することは、ステークホルダーが事業者の判断の妥当性を理解する上で有用です。

## (3) 事業者の裁量で記載が望まれる事項

- 重要な環境課題の特定に関するガバナンス体制

重要な環境課題は、事業者のビジネスモデルや戦略とも関連していることから、その特定には経営陣の関与が望まれます。重要な環境課題の特定に関するガバナンス体制を説明することにより、ステークホルダーにとって、事業者の判断の妥当性を理解しやすくなります。

## (4) 参考になる事例

※以下は仮であり、全体を通じて多様なセクターを取り上げ、図示等によって具体的な解説を行う。

業種	事業者名	概要
電気機器	A 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業に関わる多様な環境要因を「機会」と「リスク」に分けて分析しステークホルダーにとっての重要度と事業にとっての重要度でマッピング。</li> <li>解決することが事業成長につながるものを「重要課題」に選定</li> <li>重要課題それぞれについて毎年レビューを行い課題設定と計画の妥当性を担保</li> </ul>
食料品	B 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>マテリアリティ項目をマッピングし、見直しも実施</li> <li>社内での議論、社外有識者との対話、有識者に対するアンケート調査を実施</li> </ul>
保険業	C 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ CSR 重点課題を特定し、見直しも実施</li> <li>①各種ガイドラインなどによる分析、②マルチステークホルダーとのダイアログ、③グループ内エンゲージメント、④項目の決定、取組み推進の4つのステップを明記</li> </ul>

## (5) 参照できる文献類

文献名	項目	内容
GRI スタンド ード	101 1.3 基礎／1.報告原則／マ テリアリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「報告書への記載に値すると思われる関連性のある項目とは、組織が経済、環境、社会に与えるインパクトを反映していたり、ステークホルダーの意思決定に対して影響を及ぼしていたりすることで、重要と合理的に考えられるものである。」</li> <li>「ある項目がマテリアルかどうかを評価するにあたっては、内部要因と外部要因を組み合わせるとよい。」</li> <li>マテリアルな項目の特定にあたっては、専門家・専門団体により特定された経済・環境・社会へのインパクト、従業員や株主の関心や期待、サプライヤーや地域コミュニティ等のステークホルダーが提起する関心事、同業者や競合企業により特定された業種内の主要項目および将来的課題、法律・規制・国際協定や自主協定、組織の重要な価値観、組織のコア・コンピテンシーを考慮する。</li> </ul>
	102-46 一般開示事項／6.報告 実務／報告書の内容 および項目の該当範 囲の確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告組織は、「マテリアルな項目を特定するためにマテリアリティの原則を適用した方法(何らかの前提があればそれも含める)を説明しなければならない。」</li> <li>具体的には、「報告書内容及び項目の該当範囲を確定するために取った一連のステップ」「報告書の内容を確定するための報告原則を、それぞれプロセス中のどのステップに適用したか」「プロセス中に行われた前提及び主観的な判断」「報告書の内容を確定するために報告原則を適用する際、組織が直面した課題」の説明を含めるのが望ましい。</li> </ul>
	102-47 一般開示事項／6.報告 実務／マテリアルな 項目のリスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告組織は、「報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト」を報告しなければならない。</li> </ul>
	103-1 マネジメント手法／ マテリアルな項目と その該当範囲の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告組織は、各マテリアルな項目について、「その項目がマテリアルである理由」「マテリアルな項目の該当範囲」「該当範囲に関する具体的な制約事項」を報告しなければならない。</li> <li>項目がマテリアルである理由の説明には、「特定された著しいインパクト、および当該項目に関するステークホルダーの合理的な期待事項や利益」「項目に関連するインパクトを特定するために組織が使用したプロセス(デュー・デリジェンスなど)」を含めることができる。</li> <li>マテリアルな項目の該当範囲は、「どこでインパクトが生じるのか」「組織のインパクトへの関与」を記述する。</li> </ul>
ISO 26000	7.3.2.2 組織全体に社会的責 任を統合するための 手引き／組織の社会 的責任の理解／重要 性の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自らの決定及び活動に関係する幅広い活動が特定された段階で、組織は、特定された課題を慎重に検討し、どの課題がその組織にとって最大の意義をもち、最も重要かを判断するための基準を策定すべきである。」</li> <li>考えられる基準には、「その課題がステークホルダー及び持</li> </ul>

文献名	項目		内容
			<p>持続可能な発展に及ぼす影響の程度」「その課題に関して行動をとったことによる、または行動をとらなかったことによる潜在的影響」「その課題に対してステークホルダーが抱く懸念の程度」「これらの影響に関して、社会がどのような責任ある行動を期待しているかの特定」が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「一般に重要と考えられる課題は、法の不遵守、国際行動規範との不整合、潜在的な人権侵害、生命又は健康を脅かすおそれのある慣行、及び環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある慣行である。」</li> </ul>
IIRC 国際統合報告フレームワーク	3D	指導原則／重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>「統合報告書は、組織の短、中、長期の価値創造能力に実質的な影響を与える事象に関する情報を開示する」。</li> <li>重要性の決定は、「価値創造能力に影響を与える可能性を踏まえ、関連性のある事象を特定」し、「関連性のある事象の重要度 (importance) を、価値創造に与える既知の又は潜在的な影響という観点から評価」し、「相対的な重要度に基づいて事象を優先づけ」し、「重要性のある事象に関して開示情報を決定する」というプロセスで行う。</li> </ul>
	4H	内容要素／作成と表示の基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合報告書で説明される、作成と表示の基礎は「組織による重要性の決定プロセスの要約」を含む。</li> <li>要約には、「関連性のある事象を特定し、その重要度を評価し、重要性のある事象に絞り込むプロセスに関する簡潔な説明」「重要性のある事象の識別と優先付けに関与するガバナンス責任者及び主要な人物の役割の特定」を含む場合がある。</li> </ul>
改正欧州会計報告指令／非財務報告ガイドライン	3.1	主要原則／マテリアルな情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>マテリアルな情報とは、「その情報の欠落や誤った記述が、情報の利用者による財務諸表に基づく意思決定にかなりの影響を及ぼすことが予想される情報」である。</li> <li>マテリアルな情報は、事業者や業種の具体的な状況によって異なる。考慮すべき要素として、「ビジネスモデル、戦略、主要リスク」「業種における主要課題」「関連するステークホルダーの関心と期待」「活動の影響」「公共政策及び規制ドライバー」が挙げられる。</li> <li>事業者は、マテリアリティの評価に関するガバナンス体制とプロセスを説明することができる。</li> <li>マテリアリティの評価は定期的にレビューされることが期待される。レビューの頻度は業種や事業者によって異なる。</li> </ul>
CDSB フレームワーク	P1	指針／関連性と重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>マテリアルな環境情報とは、「環境への影響や結果が、事業者の財務状況や事業、及び戦略の実行能力に正または負の重大な影響を与えることが予想される」、「その情報の欠落、誤った記述、及び誤解により、情報の利用者による意思決定に影響を及ぼす」、「環境に対して影響を与えている、または与え得る事業者の活動を反映した指標等が用いられる」、「環境への影響や結果が、事業者がビジネスモデルや戦略を実行し、事業環境の変化を評価する能力に影響を及ぼす」情報である。</li> <li>マテリアルな環境情報は、「完全だが、不要なものや重複がなく」、「詳細な情報は主要報告書の外部の情報源と相互に参照され」、「事業者ごとに固有であり」、「事業者が関連するリスクに対してどのように関与し、影響を受けるのかを評価するために必要な情報を提供する」べきである。</li> <li>マテリアルな環境情報の特定は、経営陣の判断に依存する。</li> <li>事業者は、マテリアルな環境情報を特定するために、自身のおかれた状況を評価しなければならない。事業者の業種、事業地（国）、規制、消費者行動等が状況に影響し得る。</li> <li>事業者は、マテリアルな環境情報の特定プロセスの成果を報告すべきである。</li> <li>マテリアリティの決定については、CDSB フレームワークよりも、政府または規制当局が発行するガイダンスを優先すべ</li> </ul>

文献名	項目		内容
			きである。
米国証券取引委員会 (SEC) Guidance Regarding Disclosure Related to Climate Change (2010)			<ul style="list-style-type: none"> <li>米国証券法の定義による：合理的な投資家が投資決定をするにあたって重要 (important) と考える蓋然性が高い (substantial likelihood) 事実は重要 (material) である</li> </ul>
SASB Conceptual Framework	2	SASB の主目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的な投資家により、省略された事実の開示が、利用可能な情報の総体 (total mix) を大幅に変更したものと見なされる可能性が非常に高い場合、その情報はマテリアルである</li> </ul>
経済産業省「価値協創ガイド」	3	持続可能性・成長性	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資家にとって、企業が ESG 要素を「自社のビジネスモデルの持続可能性にとっての重要性 (Materiality)、ひいては中長期的な企業価値向上の中でどのように位置づけているかを理解することが重要である」。</li> <li>重要な ESG 要素を特定する際、「ビジネスモデルが前提とする事業領域や産業 (セクター) において主なりリスク要因として認識されているものを念頭におくこと」が有用であり、「様々な機関が推奨する項目に沿って取り組むことは目的ではなく、むしろ自社の企業価値への影響を踏まえて自らが取り組むべき項目を特定し、それを説明することが重要である」。</li> </ul>